

紹介

ドイツの労働時間 一九九五年

藤内和公

一 はじめに

本稿は表題に掲げた調査報告書の紹介である。この調査はノルトライン・ヴェストファレン州労働省の委託を受けて、ISO(社会機会調査研究所)によって定期的に隔年で実施されている。この調査は、対象人数は多いというわけではないが、その内容が詳しく有益である。そこで参考になりそうなデータを詳しく紹介したい。前回調査は九三年であった。今回は九五年春に連邦規模で、かつ、初めて旧東ドイツ地域の労働者を含めて、四、〇八五人(うち西二、三三一人、東一、七六四人)を対象に実施された。東西の合計平均値算出に当たっては、東西の労働者数が約一対三であることを考慮して、西地域の平均値を約三倍して計算されている。職業的地位の構成は、不・半熟練現業労働者二二%、班長(Vorarbeiter)およびマイスター四%、単純業務の事務職員一三%、中クラス事務職員三〇%、上級管理(事務)職員一一%、官吏九%である。対象者の年齢は、一

八一六五才である。

二 八九年以来の労働時間形態および希望の変動

過去六年間の展開を見る。表1の通りである。パートタイムでは八九年の一五%に対して九五年の西地域は二〇%、フレックス・タイム制では八九年の一九%に対して九五年は二八%と時間外労働従事者は八九年の三五%に対して九五年は四五%といずれも上昇している。その結果、標準労働時間で働く者の比率は八九年には二四%だったが、九五年には一七%(西地域)に減少している。交替制勤務および主曜労働に従事する者の比率はさほど変化していない。

弾力的勤務につき、労働者がそれをどう受け止めているかを表2が示す。これによれば、まずフルタイムとパートタイムの対比では、それぞれに転換を希望する者が一割余りいる。東地域のパートタイムでフルタイムへの転換を希望する比

表1 各種労働時間形態の適用状況 (%)

労働時間形態	調査年			1995		
	1989	1990	1993	西	東	計
パートタイマー	15	15	16	20	12	18
フレックス・タイム	19	15	22	28	17	26
交替制・深夜勤務	14	14	12	13	14	13
週末労働	土 曜	30	22	30	31	32
	日 曜	10	10	12	15	15
時間外労働						
定期的に従事している者の比率	35		39	45	46	45
労働者1人・週当り残業時間 (全労働者につき、以下、時間数)	2.0		1.7	2.8	3.2	2.9
<ul style="list-style-type: none"> 〔 金銭補償されている時間 〔 支払われていない時間 〔 時間補償されている時間 	1.0	0.7	0.6	1.2	1.4	1.3
	0.4		0.6	0.9	0.9	0.9
	0.6		0.5	0.7	0.9	0.7
標準労働時間で働く者	24		23	17	25	19

注：調査主体は ISO である。ただし、1990年調査は ISO と DIW の共同である。
出所：ISO, Arbeitszeit 1995, S. 27.

率が五二%と高いのが特徴的である。時間的な変化は少ない。
— 交替制勤務や深夜勤務を見ると、それに従事していない者はこの勤務形態で働くことに強く反発しているのに対し、従事している者は過半数が肯定的に受け止めている。ここでも東西間に違いがあり、東地域の者が応じる姿勢が強い。

土曜・日曜の週末労働では、現在従事している者とそうでない者との違いは明確だ。現在従事している者はそれに慣れたのか反発は少ない。東地域で現在従事している者に日曜労働に応じる姿勢が一三%分だけ強い。

時間外労働では、現在従事していない者に抵抗が強い。
フレックス・タイム制では、適用されていない者からは歓迎されていないが、現在それに基づいて働いている者の大半は歓迎している。適用されたくない者はわずか四%である。

このように弾力的な労働時間が適用されている労働者ではそうでない労働者に比べて多かれ少なかれ抵抗が少ない。

三 標準労働時間

労働時間の弾力化は九三年に比べて一段と進み、標準労働時間で働く労働者の比率は八七年には二七%、前回は二三%だったが、今回は一七%（西のみ）に低下している。標準労働時間で働く労働者は一九%だが、東の方が高い。特に独身が多い。ここで標準労働時間で働く者とは、フルタイマーの所定労働時間である三五・四〇時間の間で働き、それを週当たり五日に分割し、通常は月曜から金曜まで、休日に働き、その勤務時間帯

表2 労働時間に関する希望 (%)

調査年	1989	1993	1995		
			西	東	計
〈フル/パート〉					
現在フルタイムで、今後パートタイムで働きたい	6	9	11	8	10
現在パートタイムで、今後フルタイムで働きたい	93	88	87	91	88
現在パートタイムで、今後パートタイムで働きたい	11	10	9	52	14
現在フルタイムで、今後パートタイムで働きたい	89	87	85	45	80
〈交替制・深夜勤務〉					
現在これに定期的に従事している者で、今後現状通り、またはそれ以上に働きたい	43	49	50	58	52
現在これに定期的には従事していない者で、今後これに従事したい	57	46	45	38	44
現在これに定期的には従事していない者で、今後これには就きたくない		2	3	6	3
今後この仕事には就きたくない		96	95	92	94
〈週末労働〉					
現在土曜労働に定期的に従事している者で、今後現状通り、またはそれ以上に働きたい	33	32	31	36	32
現在土曜労働に定期的には従事していない者で、今後現状通り、またはそれ以上に働きたい	67	64	64	61	63
現在日曜労働に定期的に従事している者で、今後現状通り、またはそれ以上に働きたい	28	36	30	43	32
現在日曜労働に定期的には従事していない者で、今後現状通り、またはそれ以上に働きたい	71	59	63	52	61
現在土曜労働に定期的には従事していない者で、今後働いてみたい	8	10	16	17	16
今後この仕事には就きたくない	89	86	80	80	80
現在日曜労働に定期的には従事していない者で、今後働いてみたい	4		8	6	7
今後この仕事には就きたくない	95		90	93	90
〈時間外労働〉					
現在それを定期的に行なっている者で、今後やりたい	34	32	43	39	42
現在それを定期的には行なっていない者で、今後やりたい	57	46	53	57	54
今後やってみよう		10	6	13	8
今後もしたくない		87	94	87	92
〈フレックス・タイム制〉					
現在それで働く者のうち、メリットがある		86	85	82	85
デメリットがある		3	4	6	4
どちらともいえない		9	8	10	8
現在その適用のない者で、その適用を受けたい	39	39	40	31	38
その適用を受けたくない	55	52	54	63	56

注：「回答なし」を除いているので、合計は100%にはならない。

出所：表1に同じ（以下同じ）。 S. 29-30.

表 3 時間外労働の頻度 (%)

	男	女	西	東	平均
毎日	14	7	11	10	11
週3-4回	9	5	7	9	7
週1-2回	15	13	14	15	14
月3-4回	6	5	6	6	6
月1-2回	20	26	22	21	22
年間まれに	16	27	21	22	21
全くない	14	10	13	10	12

注：「回答なし」を除いている。
出所：S. 57.

で、まったくない男性労働者が一四%いる。その程度は表3の通りである。性別に見ると、男性の方が残業が多い。東西間の違いは少ない。従事する労働者の比率が増えたのみならず、従事者一

定期的に残業する者の比率は、九三年の三九%から六%増えて四五%となった。男性の五〇%、女性の三八%である。この点では東西地域間に違いはない。毎日時間外労働する労働者は一%いる。他方で、まったくない男性労働者が一四%いる。その程度は表3の通りである。性別に見ると、男性の方が残業が多い。東西間の違いは少ない。従事する労働者の比率が増えたのみならず、従事者一

四 時間外労働

が固定している者である。この数字の低下は西地域で日曜労働、パートタイマー、フレックス・タイム制、時間外労働が増えていることを示す。東地域では二五%が標準労働時間で働いており、西地域に比べて弾力化の進行は遅い。
九三年調査と同様に、弾力的労働時間で働く労働者には、子持の夫婦が多い。その妻はパートタイマーで働くことが最も頻繁であり、その夫は時間外労働することが最も頻繁である。

人当たりの時間数も伸びている。九三年には従事者過当たり一・七時間だったのが、今回は西地域で二・八時間になっている。
残業に対する補償形態は、表4から、手当支給（金銭補償）の方法と代償休日付与（時間補償）の方法と半々である。男性が手当支給されることが多い。職業的地位別に見ると、金銭補償が多いのは現業労働者、特に不・半熟練現業労働者である。これは賃金水準が低いほど金銭を求める傾向があるといえる。意外だが、補償されていない残業、すなわちタダ働きがドイツでもかなりある。
なぜ残業が必要かを見ると、表5から、担当業務量の多さの故に残業が必要なのが最大理由であり、本人が収入目当てに希望するのは一割足らずである。これを職業的地位別に見ると、現業労働者、特に不・半熟練現業労働者に手当目当てが多いこと、官吏および事務職員、特に上級管理事務職員で担当業務量の多すぎることが目立つ。
これを雇用拡大との関係で考えるときには、時間補償されない最終的な残業時間数が問題である。それをドイツの三・一一五万人の労働者全体に当てはめて試算すると、年間二六億時間となり、それはフルタイマー一六〇万人分の雇用に相当する。
最後に、現在残業を定期的に行っている者につき残業への態度を見ると、表6の通り、現業労働者で応じる用意が強く、事務職員で乏しい。現在残業をしている理由別に分類すると、業務上やむを得ずしている者に抵抗が強い。残業を定期的にはしていない労働者の九割は、今後も残業する意思はない。現在残業を定期的に行う者の五六%はできれば将来はそれを減らした

表 4 時間外労働の補償方法 (%)

	西		東		連邦全体		現業労働者				事務職員			官吏		
	男	女	男	女	男	女	平均	不 ^レ 熟練	熟練	中 ^レ クラス	上 ^レ 級	平均				
金 銭 補 償	43	24	48	21	44	24	37	69	66	63	67	32	25	24	25	1
時 間 補 償	31	50	32	50	31	50	38	24	28	22	26	43	49	30	43	48
いずれもされていない	26	26	20	29	25	26	25	7	6	15	7	25	26	46	32	51

出所：S. 62, 63.

表 5 時間外労働を行なう理由 (%)

理由	西		東		合計		現業労働者				事務職員			官吏		
	男	女	男	女	男	女	平均	不 ^レ 熟練	熟練	中 ^レ クラス	上 ^レ 級	平均				
手当がほしいので	11	5	9	7	6	10	5	8	25	22	7	21	6	2	1	2
仕事が好きなので	5	12	7	3	5	11	7	3	4	3	4	7	7	7	14	9
それによつてほかの時間帯に自由にした	6	11	8	7	6	10	7	7	8	1	7	7	7	10	5	8
職業要請を断わりきれないので	25	24	25	23	27	24	25	25	31	28	29	32	22	15	22	29
自分の担当業務は残業なしには片付かないので	46	42	45	50	49	47	43	46	37	31	45	34	41	50	63	52
その他のほか	7	6	6	5	10	7	7	4	3	15	5	8	9	3	3	7

出所：S. 69, 71.

表6 今後の残業に対する態度(現在、定期的に行なっている者に対して、職業別、%)

	現業労働者					事務職員					官吏	平均
	不・半熟練	熟練	班長 班長	平均	単純	中クラス	上級	平均				
もっと増やしていい	12	12	(6)	12	6	2	3	3	1	5		
現状通りで可	58	42	(41)	46	41	38	38	38	28	39		
減らしたい	11	27	(25)	22	21	34	35	32	34	29		
したくない	18	20	(28)	20	32	27	25	27	37	26		
もっと増やしていい	12	6	(2)	7	7	4	--	4	(5)	5		
現状通りで可	41	36	(31)	37	38	32	36	34	(45)	36		
減らしたい	27	32	(38)	31	26	34	42	34	(23)	33		
したくない	20	26	(28)	25	29	30	21	28	(27)	27		
もっと増やしていい	12	11	5	10	6	2	2	3	1	5		
現状通りで可	55	40	38	44	40	37	37	37	29	39		
減らしたい	15	28	29	25	23	34	36	33	33	30		
したくない	19	21	28	21	31	28	25	27	37	26		

注：数字にカッコがついているのは、調査対象が50人以下であることを示す。
出所：S. 75.

いと考えている。

五 交替制および深夜労働

定期的なこれに従事する労働者の比率は一三%で、九三年と同じである。この点も東西間で違はない。この他に、一二%が変則時間勤務 (Kasetzte Arbeitszeit) で働いている。交替制および深夜勤務に従事する比率および頻度を職業的地位別に見ると、現業労働者平均一九% (不・半熟練現業労働者二〇%、熟練一八%、班長・マイスター一九%)、事務職員平均九% (単純業務事務職員一一%、中クラス一〇%、上級六%)、官吏一四%である。現業労働者に頻繁である。東西間の相違は小さい。これを性別に見ると、女性の方がいくらか少ない。これは女性が家庭責任をなお強く負っているなかで、女性はこのような勤務形態の就業分野を避けているのであろう。

産業分野別に見ると、これが頻繁に定期的に行われているのはホテル・飲食業四六%、交通・通信産業二五%、化学産業二二%である。

最後に、労働者がこの勤務形態をどう受け止めているかを見る。現在この形態に従事している者のうち、表7によれば、五二%の労働者は引き続いてこれに就く姿勢を見せる。東の労働者の方がその傾向は強い。現在この勤務形態に従事していない者に問うと、九四%が拒否の態度である。この勤務形態が新たに導入されることに強く反発している。

六 週末労働

使用者側から弾力化をめぐる議論が提起されているが、その中心論点はコスト抑制のために生産設備の稼働率を引き上げるべく作業時間を延長することである。そこで労働時間と作業時間の隔たりを埋める手段として週末労働が提案されている。他方でサービス社会に向かう傾向にあり、第二次産業のウエートが高まるとともに、消費者の関心に配慮が求められる。

イ、土曜労働

土曜労働従事者の比率は八九年および九三年には三〇%だったのが九五年には三一%で、わずかに上昇している。詳しくは表8の通りであり、六%の労働者は毎週、さらに二六%は毎月、合計三二%は定期的に従事している。それはフルタイムにいくらか多い。東西間にさほど違いはない。産業分野別に見て多いのは、ホテル・飲食業七八%、非営利民間団体五〇%、小売・卸売業四六%、食料・嗜好品製造業四二%である。

土曜労働従事者に、それが当該産業では通常のことか、交替

表7 交替制勤務への態度 (%)

	西	東	連邦全体		
			男	女	平均
もっと増やしていい	3	3	3	3	3
現状通りで可	47	56	47	51	49
減らしたい	22	22	21	23	22
したくない	5	4	4	6	5

出所：S. 87.

表8 土曜・日曜労働の瀬度 (%)

	平均	男	女	パートタイマー	フルタイマー
毎週	6	6	6	5	6
月3回	6	5	7	3	7
月1-2回	20	18	21	20	20
年間わずか	25	18	30	15	28
なし	43	53	36	57	40
毎週	2	1	2	1	2
月3回	3	3	3	2	3
月1-2回	10	11	9	10	10
年間わずか	12	8	15	7	13
なし	73	77	70	79	72

出所：S. 93, 109.

日曜労働に従事しているか否かを見る。表9の通り、それらに勤務する労働者は残業を含む週末労働時間が長いことがわかる。そこで彼らの残業だけを見ると、いくらか長い。それでも土曜・日曜労働は当該産業では通常であることが多いので、わずかに長いに止まる。

土曜労働就業状況を事業所規模別に見ると、表10のごとく、顕著な特徴があり、小規模事業所ほど頻繁に土曜労働を行って

制か、それとも残業として労務提供しているのかを問うと、それぞれ六六%、八%、二一%である。したがって三分の二はそれぞれの産業では通常の勤務形態である。つぎに、実労働時間別に土曜・

最後に、土曜労働に従事者ほどのように受け止めているのだろうか。表11参照。土曜労働は労働者の三分の二からは敬遠されている。それに対して土曜・日曜労働はその曜日の勤務に従事していない労働者の圧倒的多数から拒否されている(土曜労働拒否は八〇%、日曜は九五%)。拒否の程度は意外にも男女間でさほどの違いはない。西に拒否感が強い。パートタイマーの方に応じる用意が強い。家族状態別に見ると、子供のいない夫婦が敬遠する傾向にある。これはさほど収入を増やす必要がないことによるのだろうか。それでも土曜に働いていない労働者のなかで応じる用意のある者の比率は八九年の八%から九五年には一六%に上昇している。この数字は、一方では土曜労働という勤務形態が増えてきたという認識に基づき、他方では昨今の困難な雇用事情の故に、通常は歓迎されない時間帯に働くことが受け容れられつつあることを示している。

表9 週当り実労働時間 (土曜・日曜労働従事別, %)

	35時間未満	35-40時間	40-45時間	45-50時間	50時間以上
定期的に行なう	26	24	36	48	72
まれに/なし	74	76	63	52	28
定期的に行なう	12	11	14	20	41
まれに/なし	88	89	86	80	59

出所：S. 97.

表10 土曜・日曜労働の瀬度（事業所規模別 %）

事業所規模	1-4人	5-20人	21-49人	50-99人	100-499人	500人以上
	毎週	18	8	5	7	3
月3回	4	5	8	6	7	3
月1-2回	14	19	21	21	20	19
年間わずか	22	25	25	23	24	29
なし	40	43	41	43	45	43
毎週	5	2	2	2	1	1
月3回	3	2	3	3	3	4
月1-2回	6	7	10	14	13	10
年間わずか	11	13	14	11	11	11
なし	73	76	72	69	73	73

出所：S. 101, 114.

ロ、日曜労働
日曜に定期的
に働く労働者の
比率は徐々に高
まり、八九年の
一〇%、九三年
の一二%から今
回九五年には一
五%に上昇して
いる。七三%の
労働者は日曜に
はまったく働か
ない。日曜労働
が定期的に行わ
れている産業分
野として、ホテ
ル・飲食業の六
三%、非営利民
間団体の四九
%、公務（銀行・
郵便を除く）の二六%、農林業の二四%である。逆に、日曜労働が定期的に行われる比率が低いのは、建設業の二%、銀行・保険業の三%、小売・鉱山・ガス・電機電子産業の五%である。職業的地位別に見ると、日曜労働が多いのは班長・マイスター、官吏である。事業所規模別に見ると、土曜労働と同様の傾向が

表11 土曜・日曜労働への態度 (%)

	連邦全体			男	女	パート タイマー	フル タイマー
	西	東	平均				
もっと増やしていい	2	1	2	3	1	0	2
現状通りで可	29	35	30	30	32	36	29
減らしたい	33	35	33	32	35	32	34
したくない	31	26	30	31	28	26	31
もっと増やしていい	2	1	2	2	2	1	2
現状通りで可	27	42	30	29	32	42	28
減らしたい	27	24	27	27	27	20	28
したくない	36	28	34	6	7	28	36

出所：S. 104, 105, 117, 118.

表14 女性パートタイマー・フルタイマーの属性 (%)

	1-17 時 間	18-34 時 間	パート タイマー	フル タイマー
〈年齢〉				
18-24歳	3	2	2	11
25-34歳	17	24	22	33
35-44歳	47	38	40	28
45歳以上	32	36	35	29
平均年齢 (才)	42	41	42	38
〈家族状態〉				
婚姻・同居	76	74	74	52
婚姻・別居	1	3	3	2
独身	9	9	9	31
離婚	8	9	9	12
死別	6	5	5	3
〈世帯規模〉				
1人	8	8	8	24
2人	20	31	29	39
3人	22	29	28	22
4人以上	49	32	36	16
〈子供の有無〉				
あり	72	64	66	37
なし	28	36	34	63
〈学歴〉				
見習修業なしの基幹学校卒	14	12	12	6
見習修業ありの基幹学校卒	30	24	25	19
さらに上級の学校卒	29	43	40	48
アビトゥア取得	16	7	9	12
大学卒	12	14	13	15
〈配偶者関係等〉				
夫なし	18	20	20	37
夫あり	82	80	80	63
うち夫は働いていない	17	11	12	18
働いている	83	89	88	82
フルタイマー	95	97	96	97
パートタイマー	5	3	4	3

出所：S. 127, 128.

に転換したことがわかる。
パートタイマー女性の属性を調べると、表14によれば、パートタイマーには、年令で三五〜四四才、既婚で多数の子供持ち、学歴は低いという特徴が浮かび上がる。さらにパートタイマーのなかで過当たり労働時間を一七時間以下と一八時間以上に区

分すると、一七時間以下の僅少時間勤務者には年令的には三五〜四四才、多数の子持ちというパートタイマーに典型的なケースが重なる。夫が働いているか否かにより区分すると、当然のことながら働いていない方が女性がフルタイマーとして働く比率は高いが、意外にもその相違の程度はさほど大きくない。既婚者につき子

供の有無別にみると、子供のいない夫婦では少なくとも一方がパートタイマーなのは三四%であるのに対し、子供がいる夫婦では五九%になる。子供がいる夫婦で少なくともいずれかがパートタイマーであるのは西では七〇%であるのに対し、東では二

表15 パートタイム女性の諸特徴 (%)

	西		東		全 体	
	パート タイマー	フル タイマー	パート タイマー	フル タイマー	パート タイマー	フル タイマー
〈産業分野〉						
鉱山・エネルギー	—	—	—	2	—	—
化学・土壌	2	5	2	2	2	4
金属・電機電子工業	5	10	2	4	5	8
そのほかの製造業	12	11	3	5	11	9
建設業	2	2	3	5	2	3
商業	13	10	10	11	13	10
交通・通信	3	2	1	4	3	2
そのほかのサービス業	26	24	25	21	26	23
公務	31	29	40	39	32	31
農業・林業その他	7	7	14	9	7	8
〈事業所規模〉						
1—4人	15	8	20	12	16	9
5—99人	61	49	66	62	61	53
100人以上	24	43	14	26	23	38
〈職業上の地位〉						
不・半熟練現業労働者	18	10	13	8	17	10
熟練現業労働者	5	7	10	15	6	9
班長・マイスター	—	1	—	—	—	1
単純事務職員	27	18	28	26	27	20
中クラス事務職員	37	47	47	42	38	46
上級事務職員	5	9	3	8	5	9
官吏	8	8	—	1	7	6
〈雇用期限〉						
あり	8	6	21	14	10	8
なし	92	94	79	86	90	92

出所：S. 130.

九二

八%に止まる。東西間で顕著な違いがある。

パートタイム女性の諸特徴を雇用産業別、事業所規模別、職業的地位別、雇用期限の有無別にみると、表15のように、サービス業、小規模事業所、熟練度の低い職業的地位に多いことが分かる。ドイツではパートタイム女性の九割は期限の定めなしに雇用されている。この点は日本と異なる。

フルタイムとパートタイムの雇用形態に関する希望を聞くと、パートタイムの二〇%はできればフルタイムとして働きたい。この点では東西で顕著な違いがあり、東では五二%がそれを希望している（西では九%）。フルタイムで働くことを希望する者にその理由を問うと、表16のように、最大の理由はより多くの収入を得たいことにある。東西間で異なるのは、女性の家事・育児の負担が少な

表16 フルタイムに転換したい理由 (%、複数回答可)

	西	東	全体
家事負担がさほど重くないので、フルタイムで働ける。	(53)	27	41
今の私にとって、自由な時間よりも収入増の方が必要だ。	(68)	75	71
パートタイマーに伴う不利益(昇進上の不利、年金の少なさ、従業員給付の少なさ等)にもはや耐えられない。	(45)	51	48
私が担当している業務はパートタイマーとしては処理しきれない。	(8)	10	9
現に残業を十分しているので、いっそのことフルタイムとして雇われたい。	(5)	17	11
そのほか	(9)	7	8

注：数字にカッコがついているのは、調査対象が50人以下であることを示す。

出所：S. 133.

く、それが東の女性にフルタイム就労希望を増やしている点である。他方で、パートタイマーの八割は引き続き続いてパートタイマーとして働きたい。その理由は、表17の通り、育児や要介護者への世話という家庭責任があることによる。東西で異なるのは、家事負担、趣味に専念したいこと、税金上の理由が西で高いことである。パートタイマーは週当たり一・四時間分、所定外残業を行っており、それは換算すればフルタイム二〇万人分の雇用

表17 パートタイマーにとどまりたい理由 (%、複数回答可)

	西	東	全体
私が日々こなさなければならない家事量が多いので、フルタイム勤務はできない。	44	23	42
育児もしくは要介護者の世話があるので。	54	54	54
収入を増やすことよりも、パートナーと一緒にいる時間をより多く確保することの方が大切だ。	26	15	25
自分で子育てをしたいので。	33	34	33
個人的な趣味の時間を持ちたいので。	27	13	26
文化的趣味(映画鑑賞、観劇、音楽団体の会員になる等)の時間を持ちたいので。	12	8	11
政治的関心(市民運動、政党活動、政治的催しへの参加等)のために時間をとりたいので。	4	4	4
パートナーと労働時間形態をあわせたいので。	15	17	15
私にとってはパートタイマーの仕事だけでも大変な負担なので。	27	28	27
フルタイムは税金面で割に合わない。	17	3	16
そのほか	8	7	8

出所：S. 134.

に相当する。

つぎに、フルタイムに対してパートタイムへの雇用形態転換希望の有無を問うと、フルタイムの一〇%が一時的に(五%)または長期的に(五%)パートタイムで働きたい。この点では東西間の違いはない。しかし男女間では顕著な違いがあり、それを希望するのはフルタイム女性の一八%であるのに対し、男性では六%に止まる。フルタイムは平均で現在週三九・四時間働いているところ、できれば二二・四時間減らして二六時間勤務にしたいと希望している。その希望通りに働くとして試算すると、フルタイム八八万人分の職場が増える。パートタイムへの転換希望者に対してその理由を問うと、表18の通り、趣味の時間を増やしたい、家族の世話をしたい、パートナーと一緒にいる時間を増やしたいことによる。東西の比較では、積極的余暇利用目的が西で強い。他方で、フルタイムの九割は引き続きフルタイムとして働きたい。その理由を問うと、表19のように、現在の収入を減らせない(特に男性、西)、現在の地位はパートタイムではこなせない(特に、男性、東)が多い。

八 フレックス・タイム制

七〇年以後、西ドイツではフレックス・タイム制が急速に普及してきた。七二年には六%、八七年には一四%、九三年には二三%だったのが、九五年には西地域で二八%に上昇した。同年に東地域では一七%である。この東地域に関する数字は東に

表18 フルタイムがパートタイムに転換したい理由 (%、複数回答可)

	東	西	全 体		
			男	女	平均
子どもがまだ手のかかる年齢なので。	27	37	17	37	29
子どもを幼稚園または保育所に入れたいが、それが見つからないので。	4	—	2	5	4
日々の家事を片付けたいので。	28	34	15	40	29
もっと家族の世話をしたいので。	38	42	46	34	39
高い収入を得ることよりも、パートナーと一緒にいる時間をより多く確保する方が大切だ。	37	26	43	30	35
個人的な趣味にあてる時間を増やしたいので。	49	37	50	45	47
文化的趣味(観劇、芸術サークルに加入する等)の時間を増やしたいので。	33	20	32	30	31
政治的関心(市民運動等)のための時間を増やしたいので。	12	3	14	8	11
私にとっては、今の仕事の負担が重すぎるので。	28	40	31	29	29
そのほか	11	8	14	9	11

出所：S. 138.

表19 フルタイムにとどまりたい理由（％，複数回答可）

	東	西	全 体		
			男	女	平均
収入を減らすことはできない。	57	64	60	54	59
収入を減らしたくない。	53	54	54	53	54
さもないれば職業生活を続けることができないので。	16	12	15	15	15
すでにこの勤務形態に慣れているのでこれを変えたくない。	18	16	17	17	17
さもないれば昇進が遅れるかもしれないので。	12	4	11	9	10
さもないれば、知人・友人のあいだで評判を落すので。	2	2	2	2	2
パート労働は社会的評価が低いので。	2	2	2	2	2
私の地位はパートタイマーでは務まらない。	25	18	26	17	24
この労働時間形態でパートナーと適しているので。	5	5	5	6	5
パートタイマーでは社会的に不安定なので。	19	29	20	24	21
たとえパートタイマーになってもフルタイムと同様に働らかねばならないので。	12	17	12	16	13
私の担当業務はフルタイムにしかできない。	34	35	38	25	34

出所：S. 139.

とっては高い。西地域ではそれだけの数字に達するのに一五年間かかった。性別にみると、西では違いはないが、東では男性一四％に対し女性二一％である。この違いは東の女性が事務職員として、またはフレックス・タイム制が適用されている部署で就労している比率が高いことによる。

表20 フレックス・タイム制の適用率（事業所規模別，％）

	男	女	全体
1-20人	14	12	13
21-99人	22	14	20
100人以上	39	30	38
平均	28	17	26

出所：S. 145.

適用状況を事業所規模別に見ると、表20のように大規模事業所ほど普及している。産業分野別に見ると、公務（三四％）、サービス業（二六％）で高い。しかし意外にも製造業でも高く二五％である。フレックス・タイム制の適用は職業的地位別に見ると、官吏、事務職員および現業労働者の地位に関わらず高まりつつあるが、当然のことながら事務職員で最も高い。それぞれ適用率は三一、三六および一三％である。

これを、一日の労働時間の枠内でその配置に関してだけ裁量がある限定型と、労働時間配置のみならず、一日当たりの長さも目によって異ならせてもよい拡張型のタイプに分類すると、拡張型が四分の三を占める。

続けて、この二つのタイプをもっと詳しく見ると、表21のようになる。いずれのタイプでもたいいコアタイムが定められている。拡張型では週当たり時間貸借は一〇時間を超えてもよ

表21 フレックス・タイム制の特徴 (%)

	拡張型	限定型	平均
〈フレックス・タイム枠〉			
枠なし	10	39	17
10時間以内	25	21	23
10.1-12時間	30	9	25
12時間以上	30	23	28
平均時間 (時間)	9.6	8.6	9.4
〈コアタイム〉			
定めなし	8	35	15
6時間以内	43	25	38
6.1-7.5時間	27	7	22
7.6時間以上	19	28	20
平均時間 (時間)	6.4	6.8	6.4
〈時間貸し借り〉			
限界なし	22		
10時間以内	12		
10-14時間	27		
15時間以上	32		
平均時間 (時間)	18.2		
〈調整期間〉			
定めなし	43		
1-2週間	1		
3-4週間	36		
5週間以上	13		
平均週 (週)	8.3		

注：「回答なし」を除いている。
出所：S. 148.

用ぶりを見ると、いずれのタイプでも八割の労働者はその始業・就業時刻を固定している。これは個々人の時間帯につき職場で調整をしていることを窺わせる。

この労働時間形態はまた労働者から歓迎されている形態でもある。西で労働者の八五%が、東で八二%がこれにメリットを感じている。デメリットを感じているのは東西計四%である。そのメリットとは、自由時間の使い方に計画を立てやすいこと、好都合な時間帯に職場で仕事できること、子持ちにとっては学校の時間帯に合わせることができ、夫婦ではパートナーの都合に調整できることなどである。さらに西の労働者の二二%は労働者の労働時間主権にとって価値あると受け止め、これはフレックス・タイム制を使用した経験のある者ほど支持する比率が高くて四三%である。

く、その調整期間は定められていないか、定められていても三週を超えている。ドイツではフレックス・タイム制に関して法律規定がないために、多様なタイプがある。

つぎにフレックス・タイム制でその労働時間を計測する方法別に、自分で時間測定する方式とタイムカード方式 (Zeitfassungssystem) に分けると、前者は三四%、後者は六一%で、大規模事業所ほどタイムカード方式が普及している。

実際にフレックス・タイム制の適用を受けている労働者の運

最近六年間にその適用対象は一〇%ほど拡大したにもかかわらず、八九年以来、その適用を希望する者の比率は一貫して四割である。東地域でもそれはすでに二二%に達する。フレックス・タイム制の適用を受けている労働者のなかで西で二割はその勤務時間帯を頻繁に変更している。それに対して大多数はその時

務時間帯を頻繁に変更している。それに対して大多数はその時

表22 実際の、契約上の、および望ましい週労働時間 (家族状態・性別、時間)

	独 身			片親	夫婦 (子どもなし)			夫婦 (子どもあり)			全 体		
	男	女	平均		男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均
西 地 域													
1. 実際の労働時間	40.7	37.2	39.1	32.9	42.2	34.1	38.9	42.5	28.5	37.6	42.0	32.4	38.1
2. 労働契約上の労働時間	37.6	35.8	36.8	31.7	38.2	32.6	35.9	38.5	26.2	34.2	38.2	30.7	35.1
3. 望ましい労働時間	36.0	32.8	34.5	30.3	36.8	30.3	34.1	37.7	24.3	32.8	37.1	28.5	34.1
1と2の相違	-3.1	-1.4	-2.3	-1.2	-4.0	-1.5	-3.0	-4.0	-2.3	-3.4	-3.8	-1.7	-3.0
1と3の相違	-4.7	-4.4	-4.6	-2.6	-5.4	-3.8	-4.8	-4.8	-4.2	-4.8	-4.9	-3.9	-4.0
2と3の相違	-1.6	-3.0	-2.3	-1.4	-1.4	-2.3	-1.8	-0.8	-1.9	-1.4	-1.1	-2.2	-1.0
東 地 域													
1. 実際の労働時間	42.2	39.4	41.2	39.8	43.9	37.9	41.3	44.4	38.1	41.5	43.8	38.4	41.3
2. 労働契約上の労働時間	39.2	38.1	38.8	37.7	40.0	36.8	38.6	40.0	36.7	38.4	39.8	36.9	38.5
3. 望ましい労働時間	38.6	37.0	38.0	35.3	38.8	35.3	37.4	38.2	34.0	36.3	38.5	34.9	37.2
1と2の相違	-3.0	-1.3	-2.4	-2.1	-3.9	-1.1	-2.7	-4.4	-1.4	-3.1	-4.0	-1.5	-2.8
2と3の相違	-3.6	-2.4	-3.2	-4.5	-5.1	-2.6	-3.9	-6.2	-4.1	-5.2	-5.3	-3.5	-4.2
2と3の相違	-0.6	-1.1	-0.8	-2.4	-1.2	-1.5	-1.2	-1.8	-2.7	-2.1	-1.3	-2.0	-1.3
連 邦 全 体													
1. 実際の労働時間	41.0	37.5	39.4	34.3	42.5	34.9	39.4	42.8	31.1	38.4	42.3	33.7	38.7
2. 労働契約上の労働時間	37.9	36.1	37.1	32.8	38.5	33.4	36.4	38.7	29.0	35.1	38.5	32.1	35.8
3. 望ましい労働時間	36.5	33.3	35.0	31.2	37.2	31.3	34.7	37.8	26.9	33.6	37.3	29.8	34.7
1と2の相違	-3.1	-1.4	-2.3	-1.5	-4.0	-1.5	-3.0	-4.1	-2.1	-3.3	-3.8	-1.6	-2.9
1と3の相違	-4.5	-4.2	-4.4	-3.1	-5.3	-3.6	-4.7	-5.0	-4.2	-4.8	-5.0	-3.9	-4.0
2と3の相違	-1.4	-2.8	-2.1	-1.6	-1.3	-2.1	-1.7	-0.9	-2.1	-1.5	-1.2	-2.3	-1.1

注：「夫婦」には法律上の婚姻手続きを経ない共同生活者を含めている。
出所：S. 165, 166, 169.

表23 労働時間主権の有無 (職業的地位別, %)

	西			東			連邦全体					
	現 業 者 労働者	事 務 員	官 吏	現 業 者 労働者	事 務 員	官 吏	現 業 者 労働者	事 務 員	官 吏	男	女	平均
あり	15	28	18	7	18	(10)	13	27	18	22	20	21
なし	84	71	81	93	81	(88)	86	73	82	78	79	78

注: 「回答なし」を除いている。
出所: S. 171, 172.

間帯を固定させている。

九 労働時間希望とその実際
九三年調査と同様に九五年も労働者の労働契約上の、実際の、および希望する労働時間を調べた。表22の通り。西地域では、週当たり平均で実際は三八・一時間(九三年は三八・五時間)、労働契約上は三五・一時間(九三年は三六・〇時間)、希望は三四・一時間(九三年は三四・五時間)だった。このように労働契約上の労働時間と実際のそのの隔たりは大きい。それは主に残業に起因する。したがってそれを減らしたいという希望もまた強い。もし仮に実際の労働時間を希望する労働時間に合わせるならば、それにより計算上は二六〇万人のフルタイムの雇用機会が増える。

西地域に比べて、東ではそれらの数字はいずれも高い。それ

ぞれ四一・三時間、三八・五時間、三七・二時間である。ただ、実際の労働時間と希望するそのの隔たりが四時間である点は同じだ。東で前記と同様に実際の労働時間を希望する労働時間と同じにするならば計算上は六〇万人のフルタイムの職場が増えることになる。東西で合計すれば三二〇万人分だ。

特徴的なことは、西地域の女性の労働時間希望は二四・二時間(東は三四時間)と特に短く、それは家事・育児をこなす必要性に由来することである。この点では東西間で顕著な相違がある。

つきに、労働時間主権、すなわち、労働者がその時間帯を自ら決定することができるか否かを見ると、表23の通りだ。男女間に相違はなく、東西間のそれは明確だ。二割の労働者が決定している。職業的地位別に見ると、事務職員で高いのは理解できるが、意外にも現業労働者でも一割が自分で決めていく。労働時間形態別に見ると、表24の通り。ここで交

表24 労働時間主権の有無 (労働時間形態別, %)

	あり	なし
〈交替制勤務〉 定期的 まれに/なし	6 23	94 76
〈フレックス・タイム制〉 適用あり 適用なし	41 14	58 85
〈労働時間〉 フルタイム パートタイム	20 25	80 74
平均	21	78

出所: S. 174.

表25 育児のために労働時間を変更した者の比率 (%)

	女			男			平均
	6才未満	6才以上	平均	6才未満	6才以上	平均	
西	46	43	44	20	15	17	28
東	30	20	22	14	9	10	16
平均	43	37	38	20	14	16	25
1993年平均	68	38	47	3	3	3	19

出所：S. 229, 230.

表25から「子育てのために自分の労働時間を変更したか、または変更せざるをえなかったか」の問いへの回答を見ると、西では幼い子供を抱える夫婦で労働時間変更する比率が高いことが特徴的である。女性の四割強、男性の二割近くがそれに該当する。それを男女別に分類すると変更した者のうち九五年でも六二％は女性だ。このように子供の誕生は、特に女性にとってしばしばその職業生活に転機をも

十 職業生活の転機

―子育てのための労働時間変更

替制で、かつ、自己決定しているのは、例えば、子持ちで自分の都合のつく時間帯しか働かないということとで了解されている者である。他方で、パートタイマーで平均以上に自己決定が多い。労働時間主権のテーマはドイツでは労働の人間化の中心的内容として、および社会調和的な労働時間形成のために重要視されている。

たらず。それでも男性のなかでも変化はあり、労働時間変更した西の男性は九三年調査ではわずかに三％だったのが、九五年調査では一七％に上昇している。男性が次第に家事・育児に関わる傾向が強まることは理解できるにしても、急激な変化である。九五年には子育てのために労働時間変更した者は西で二八％（九三年には一九％）である。この点、東では一六％である。子持ち夫婦のなかで男性が労働時間を変更したケースの内訳を見る

表26 育児に伴い労働時間変更した理由 (%)

	西			東		
	男	女	平均	男	女	平均
第三者の援助がないので。	57	36	44	47	(27)	45
幼稚園に入れるには年齢が低すぎるので。	10	26	20	22	(14)	22
幼稚園の空きがないので。	2	3	2	2	—	2
午前中だけ子どもを世話してもらえるので。	2	4	3	—	(5)	1
子どもを世話する施設の利用時間が不便で足りない。	5	6	6	3	(5)	3
学校の始業・終業時刻がひんぱんに変わる。	4	10	8	4	(8)	5

注：「回答なし」を除いている。

出所：S. 237, 261.

表27 ヨーロッパ諸国における性別役割分担意識 (1987年, %)

	男女は同じ役割を果たすべきだ		女性は働くべきである		女性は働くべきではない	
	男	女	男	女	男	女
デンマーク	51	55	28	24	12	23
イギリス	51	46	27	34	19	17
スウェーデン	46	48	20	28	28	28
オランダ	43	47	29	28	25	22
ポルトガル	42	44	28	28	24	29
ギリシャ	40	46	23	24	29	21
イタリア	38	48	29	29	28	18
アイスランド	36	47	31	30	30	21
ベルギー	31	36	22	18	38	40
ドイツ	28	39	36	26	24	26
ルクセンブルグ	25	27	35	33	29	34
	19	21	29	31	43	36

注：これは「そのほか」「回答なし」を除いている。
出所：WSI Mitteilungen 7/1996, S. 431.

と、妻がフルタイムで働いている場合の二四%、パートタイムで働いている場合の一八%、妻が働いていない場合の一三%であり、妻の就労の有無およびその形態と密接に関連していることを確認できる。それでも男性が変更した事例で、妻が働いているか否かを見ると、働いていないのは五三%で、働いているのは四七%である。この傾向は東でも同じである。子育て

西の女性にとっては性別役割分担 (Geschlechtsspezifische Arbeitsteilung) の伝統の強さゆえに、パートタイムは育児と職業生活を両立させるためのほとんどの唯一の労働時間形態である。この点は日本と共通している。参考までにヨーロッパ諸国における性別役割分担意識の調

表28 育児に伴う労働時間変更の種類 (西のみ, %)

変更の種類	男	女	平均
フルタイムからパートタイムへ	6	65	43
パートタイムからフルタイムへ	1	3	2
フレックス・タイム制適用に	15	3	7
フレックス・タイム制の適用なくなる	1	1	1
土曜労働をやめる	1	1	1
土曜労働を始める	2	1	1
日曜労働をやめる	—	—	—
時間外労働をやめる	8	1	3
時間外労働を始める	6	—	2
交替制勤務からはずれる	1	1	1
交替制勤務に従事するように	5	—	2
そのほか	42	18	27

注：「回答なし」を除外している。
出所：S. 236.

に伴って労働時間を変更する理由を性別に見ると、表26の通りである。東西とも六才未満の子供を抱える労働者はその労働時間を変更させている。変更が必要な理由は東西とも「第三者の援助に欠けるから」である。もっとも西の女性の26%、東の一四%は子供が幼稚園に入るには年令が低すぎるので労働時間を変更した。その背景には西ドイツにおける保育施設の不足がある。

表29 配偶者の労働時間変更（西のみ、%）

配偶者は	男			女			平均
	変更あり	変更なし	平均	変更あり	変更なし	平均	
変更した	24	12	14	6	4	5	10
職業活動を一時中断した	41	47	45	1	2	1	28
変更なし	23	30	28	80	79	80	48

注：「回答なし」を除いている。
出所：S. 239.

在結果を紹介しておく（表27参照）。
つきに、子育てに伴って労働時間を変更した者に変更の種類を問うと、表28の通り、男女間で顕著な相違がある。西の女性の六五%はフルタイムからパートタイムへの転換であるのに対し、男性のそれは六%である。西の男性が子育てのために労働時間変更するときには、フルタイムであることを維持したままであり、その形態は一五%はフレックス・タイム制への変更、八%は残業をしないことであり、逆に六%は残業を増やすことであり、五%は交替制勤務への変更である。ここで新たに時間外労働を引き受ける事例があるが、これは妻に収入減少が生じ、それをカバーするために夫が残業に従事したのであろうか。それらの変更では五九%は本人の話では自分でその仕事の段取りを都合できるとの

ことだ。おそらく非公式の話し合いにより労働時間を変更しているものと推測される。東では子育てに伴い女性が労働時間変更する比率自体がまず低く二二%（西では四四%）だ。男性では一割だ。東の女性が労働時間を変更するときには四三%はパートタイムへの転換である。
夫婦の一方が子育てに伴って労働時間を変更したときに、配偶者の労働時間はどうか。表29によれば、男性が変更した事例では妻も仕事をやめたり変更する比率が高いのに対し、女性が変更している事例では大半の夫は変更なしである。これは妻の労働時間変更だけでは十分に対応できない場合に夫も変更しているということだろう。
つきに、夫婦ともフルタイムで働いている事例で、子育てにもかかわらず夫婦ともその労働時間を変更しなかった場合には変更しななくてすんだ理由を見ると、表30の通りだ。これを見ると東では夫の協力態勢があるおかげではなく、むしろ保育

表30 夫婦ともフルタイムで、かつ、子育てに伴い労働時間を変更しないケースの理由（%）

	西		東	
	男	女	男	女
夫婦で協力しあうことで合意できているので	26	35	11	16
配偶者がそれを引きうけるので	41	15	41	6
子どもは施設で世話されるので	6	9	22	37
第三者に援助してもらうので	20	30	18	32

注：「回答なし」を除く。
出所：S. 241, 262.

表31 子持ち夫婦の家事・育児分担度 (%)

	男 (フルタイムのみ)			女 (夫はフルタイム)		全体平均		
	妻は働いていない	妻はパート	妻はフルタイム	パート タイマー	フル タイマー	男	女	平均
	西地域							
〈家事分担〉								
本人がやる	—	—	3	86	62	1	75	27
配偶者がやる	93	78	52	—	1	84	3	56
共同分担	6	22	42	14	31	15	20	16
第三者の援助による	1	—	3	—	6	1	2	1
〈育児分担〉								
本人	1	—	5	70	47	2	60	22
配偶者	82	65	44	1	4	72	3	49
共同分担	18	35	52	29	49	26	37	30
東地域								
〈家事分担〉								
本人	1	1	3	79	59	2	62	30
配偶者	86	75	53	1	2	70	3	39
共同分担	13	23	42	9	37	28	33	30
第三者の援助による	—	—	2	2	2	1	2	1
〈育児分担〉								
本人	1	—	1	62	44	1	44	21
配偶者	73	45	29	2	4	49	5	28
共同分担	26	55	70	36	51	50	51	51

出所：S. 297, 324.

一〇二

所の整備によってカバーされている。これは最近の東地域における高失業のもとで、家族のうち一人だけでも稼ぎ手を確保しようと夫が仕事を優先させるために夫の協力態勢が弱まっているという特殊な事情による。再統一前には夫の協力度ははるかに高かった。

子育ての必要性がありながらも労働時間を変更しなかつた労働者はたいがい男性である(西で七〇%、東で五四%)。その理由は西ではパートナーがそれを引き受けたからであり(七四%)、東ではそれは五六%だ。東での理由は、一五%は子供は制度的に世話してもらえらるからであり、一七%は祖父母等の第三者が世話できるからである。

このような夫婦の家事・育児協力状況の背景を探るため、そもそも夫婦間で家事・育児をどのように担当しているかを問うた。表31によれば、妻が働いている場合、家事参加度は東西間で大差はなく、フルタイムであれば二二・二三%、パートタイムであれば四二%で共同分担である。しかし、育児への参加では少し異なり東の男性の参加度が高い。

一一 公式および非公式の労働への時間配分の仕事(例、子育て)への時間配分を調べた。幼

ここで労働時間の他に公式および非公式の社会的仕事(例、子育て)への時間配分を調べた。幼

表32 子育てを負う者の時間配分(時間)

	男			女			平均			男、ただ し、妻がフル タイムで勤務	
	フル タイム	パート タイム	平均	フル タイム	パート タイム	平均	フル タイム	パート タイム	合計		
西地域	労働時間 +通勤時間	46.3	(28.6)	45.8	43.8	24.5	35.4	45.6	24.8	41.5	45.1
	家事・育児に 費す時間	17.1	(20.4)	17.2	29.4	40.6	36.5	19.4	39.6	23.4	21.1
	自分の用事	9.3	(9.3)	9.3	4.1	6.5	5.2	7.8	6.7	7.6	9.7
	介護	0.6	(1.3)	0.6	0.6	0.8	0.7	0.6	0.9	0.7	0.9
	合計	73.3	(59.6)	72.9	77.9	72.4	77.8	73.4	72.0	73.2	76.8
東地域	労働時間 +通勤時間	48.5	(32.5)	48.1	44.7	31.8	41.8	47.0	31.9	45.3	48.5
	家事・育事に 費す時間	17.5	(12.2)	17.4	29.2	34.6	30.5	22.6	33.3	23.9	18.8
	自分の用事	13.1	(11.2)	13.1	6.6	8.6	7.0	10.5	8.9	10.3	13.1
	介護	0.8	(1.9)	0.9	1.3	2.0	1.5	1.0	2.0	1.2	0.8
	合計	79.9	(57.8)	79.5	81.8	77.0	80.8	81.1	76.1	80.7	81.2

出所：S. 284, 293, 311, 320.

子供がいるか否かで、女性の家庭内労働に費やす時間が大きく異なり、子持ち女性は家事・育児への時間を含めると男性よりも長い時間を働いている。それに比べて子供のいない女性は家事労働を含めても男性よりも短く働いている。

子供なし夫婦の労働時間と家庭労働合計を比較すると、西では男性六四時間、女性六二・六時間、その内訳で労働時間は男性の方が一〇時間長い。東では男性七二・五時間、女性六九・九時間、うち労働時間は男性が一四・六時間長い。子供なし夫婦では東でも家事は主に女性が担当している。

子供がいる夫婦では、西で労働時間(通勤時間を含めて)は男性四六・三時間、家事は男性一七・一時間である。表32参照。

子持ち夫婦でも子育ての負担は主に女性にかかっている。表33によれば、東ではこの点はいくらか異なる。夫婦共同で育児する比率は、西で二九%、東で四一%、共同で家事をする比率は西で一六%、東で二八%である。妻がフルタイムとして働いているときの夫が家事・育児に当てる時間は二一・一時間である。父親の労働時間は四八・九時間、母親は四一・八時間、母親の家事・育児時間は三〇・七時間である。子持ちの女性も西よりははつきりと長く働いている。

九五年度調査では、文化的、個人的および政治的関心に費やす時間も調べられた。西は一二・二時間、東で九・三時間である。その際に独身者のように制約の少ない労働者は平均を上回って西で一六・三時間、東で二二・五時間費やしている。子持ち夫婦では西で九・七時間、東で七・八時間である。

表33 家事・育児分担度 (%)

	男			女		
	労働時間を		平均	労働時間を		平均
	変更した	変更せず		変更した	変更せず	
西地域	〈育児〉					
	本人のみ	4	2	2	23	22
	主に本人	5	—	1	48	34
	主に配偶者	60	69	67	2	4
	共同で	26	24	25	24	32
	〈家事〉					
	主に本人	9	2	3	82	75
	主に配偶者	68	84	81	2	4
共同で	21	13	14	16	16	
お手伝い/ほかの家族員	1	2	2	1	4	2
東地域	〈育児〉					
	本人のみ	(—)	1	1	16	20
	主に本人	(—)	1	1	39	28
	主に配偶者	(47)	45	45	3	4
	共同で	(53)	46	46	38	42
	〈家事〉					
	主に主人	(2)	3	3	64	67
	主に配偶者	(60)	69	68	5	2
共同で	(38)	26	28	30	28	
お手伝い/ほかの家族員	(—)	1	1	2	2	2

注：「回答なし」を除いている。
出所：S. 246, 267.

なお、この報告書の要旨は Gabi Schilling/
Frank Bauer/Hermann Gro, Arbeitszeiten,
Arbeitszeitwü nsche und Zeitverwendung in
Deutschland, in: WSI Mitteilungen 7/1996, S.
432 頁に紹介がある。また、この調査の一九九
三年版は、和田肇「ドイツにおける労働時間の
弾力化」名古屋大学法政論集一六四号（一九九
六年）五頁以下に紹介されている。

(1) 藤内「ドイツの労働時間短縮」日本労
働法学会誌八三号（一九九四年）三九頁
参照。

(2) この点は表2の記載と異なるが、「回答
なし」の六%を調査者はここでは「フル
タイムで働きたい」に分類している。
(どうない かずひろ)